(管理番号:13-0079) (2013年11月)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。 このたび、「保医発1031第3号」により下記の検査項目に検査実施 料の新設等が通知されましたのでご案内いたします。

敬白

記

■ 新規保険収載項目

項目名	抗アクアポリン4抗体
保険点数	1000 点 (「D014」自己抗体検査の26)
判断料	免疫学的検査144 点
備考	ア. 抗アクアポリン4抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗グルタミン酸レセプター抗体の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、ELISA法により視神経脊髄炎の診断(治療効果判定を除く。)を目的として測定した場合に算定できる。

項目名	抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体
保険点数	1000 点 (「D014」自己抗体検査の26)
判断料	免疫学的検査144 点
備考	ア. 抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」 抗グルタミン酸レセプター抗体の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、RIA法により重症筋無力症の診断(治療効果判定を除く。)を目的として 測定した場合に算定できる。 ウ. 本検査は、区分番号「D014」自己抗体検査の「25」抗アセチルコリンレセプター 抗体(抗AChR抗体)を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

■ 条件が追加された項目 <下線は追加部分>

項目名	抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)
保険点数	900 点 (「D014」自己抗体検査の25)
判断料	免疫学的検査144 点
備考	ア. 「25」の抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。 イ. 本検査は、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

■ 適用日 2013(H25)年11月 1日から適用

